

平成25年第4回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成25年10月10日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	10月10日 午前11時00分		
	閉 会	10月10日 午後4時59分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	5	與那嶺 篤 哉	6	座間味 薫
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則	総 務 課 主 幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

平成25年第4回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成25年10月10日（木曜日）

1. 開 会 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第42号	今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について	説明・質疑 討論・採決

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに平成25年第4回今帰仁村議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻 午前11時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番 與那嶺篤哉議員及び6番 座間味 薫議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、2日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、2日間に決定いたしました。

日程第3. 「議案第42号 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君 皆さんこんにちは。それではご説明いたします。

議案第42号

今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び
損失補償金額の決定について

今帰仁村と農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁との間で解約合意書(覚書)に伴う損失補償について和解を成立させるため及び同補償金額を定めるため、議会の議決を求めます。

平成25年10月10日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 相手方 | 今帰仁村字仲尾次886番地1
農業生産法人株式会社 ベストマッシュ今帰仁 |
| 2 | 和解の概要 | 村は、相手方に会社設立経費(448,180円)及び職員に対する給与・賞与(2,937,263円)を支払う。 |
| 3 | 損失補償金額 | 3,385,443円 |

提案理由

解約合意書に伴う損失補償の件について、和解を成立させるため及び同補償金額を定めたいので地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 議案第42号について質疑いたします。

今帰仁村茸第2生産施設は、平成22年度から24年度までの事業として進めてまいりました。この間の最初から今までの経過の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

今回の茸第2生産施設の設置についての経過ということでございますけれども、平成22年度の北部振興事業の後釜事業であります北部地域活性化事業によりまして、平成22年度の採択を受けまして、23年、24年とかかりまして、平成24年5月16日に完成をしております。そしてるるありましたけれども、平成25年1月18日付で農業生産法人株式会社マッシュファーム今帰仁と委託契約をしております。そして今、エリンジ栽培の操業を実施、平成25年3月29日に試運転をしまして、今稼働しているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 今まで2カ年かかりました。いろいろ議会でもありまして、きょうの合意解約ということで提案されていると思っております。その間、多数の議員から議会で公募すべきじゃないかということでいろいろありました。公募するためには相手方と契約を解除しなければ公募できないということで今までやってきました。そのための合意解約云々で、和解ということにきょうはなっていると思いますので、それについても説明を求めます。どうして、合意解約、公募するために解約しなければならなかったかということで説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

北部地域活性化特別振興事業の流れを含めて申し上げたいと思いますが、この事業につきましては、事業主体は原則として今帰仁村、そして運営につきましては、これは申請の時点からどこどこがやるという予定をして管理主体を決めて、国に申請をして採択をされたものであります。そういう中で村としては、このベストマッシュと契約をしております。その中でどうしても公募をすべきだという中で、公募するにはやっぱり解約をしないといけないという中で、そこで生じたのが、ベストマッシュは瑕疵とか不履行、契約に違反しているような問題があれば、別にそういう覚書を締結する必要はなかったんですが、瑕疵がない中で村から申し入れをして解約をしたという中では、相手方から覚書、損失補償というか、将来にわたっての損失補償は保障してくれという中で覚書を締結いたしました。そういう中で公募をして、今ベストマッシュ今帰仁と、マッシュファーム今帰仁の2つが交互に申請をしてこれまで選定委員の中でやって

きたわけですが、ベストマッシュが第1候補という中で選定を、契約に向けていろいろ調整してきたわけですが、契約できなかつた。そして1月18日にマッシュファーム今帰仁と締結したときにこの覚書の損失補償が生じて、1月からこれまでベストマッシュとの調整の中で、いろいろ村としても村の立場を申し上げてきて、その金額については減らす中で、最終的にはこれ以上の譲歩はできないという中で、最終通告がありまして、村としてもこれを弁護士とも相談した結果、これ以下に押さえるのはなかなか難しいと。そして裁判も厳しい状況だということがあって和解をして、今議会に提案をしている状況であります。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 この和解案がもし通らなくて裁判になったときは、今の金額以上の損害賠償金が請求されると思っていますけれども、当局はどう思っておられますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ご質疑にお答えしたいと思います。

裁判になった場合に、今の金額より多くなるか、ならないかというのはなかなか判断は難しいわけですが、もし裁判に負けると、裁判費用ほか、向こうの最終通告にもありますように、それは白紙に戻して、今後は彼らの考えているというか、費用について大分減らしてきましたので、それは今後、請求される可能性はあります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。3番。

○ 3番 内間利三君 第2工場が事業導入することになったいきさつを説明求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

私が赴任する前のことで、資料の中でしかお話できませんけれども、この茸につきましては、北部振興事業で平成13年、14年にかけてでしたか、えのき工場ができて、えのき工場につきましては、口幅ったいようですけども、内外からの評価がありまして、順調に北部振興事業の、いわゆる優等生ということでこれまで運営してきております。その中で平成22年度は北部振興事業が切れまして、北部地域活性化事業ということでその後釜になる振興事業ですね、その中がありまして、その中で非公共ということで、受け皿もあるという、国とのヒアリングの中で決定してきたものと思います。さらなる雇用の場の確保という事業目的ですね、そういうもので申請して採択を受けているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 ただいまの説明で導入したいいきさつというのか、そういうことではあるんですが、受け皿というのは、結果的にベストマッシュであったということですよ。確認しながらいきたいと思えます。それとなぜ、このベストマッシュと契約したのか説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

公共事業の中でこれを分類されますと、これは非公共という分類でございまして、まず平張りハウス等々、さまざまな非公共がございましてけれども、そういう場合、国とのヒアリングの中でどういった受け皿があるのか、それは注目されるところでございまして、そういう中で茸生産の専門家ということで受け

皿になり得る団体はこうだということを申し上げながら、事業採択をされたものと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 契約したということであるんですが、やはり受け皿であったということが第1の契約の理由ということで受けとめてよろしいかどうか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

受け皿として当時は最適ということで随意契約したものと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。9番。

○ 9番 山城 太君 ちょっと幾つか議案第42号について質疑いたします。

まず最初になんですけれども、この議案書の中に解約合意書、覚書が入っていなかったのでもちよっと一通り読み上げていただきたいんですけれども、それから質疑に入りたいと思いますのでよろしいでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時16分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時17分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 解約合意書。今帰仁村長 與那嶺幸人（以下「甲」という。）と農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁（以下「乙」という。）とは、両者が、平成23年5月30日付に締結した「今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約書」（以下「原契約」という。）を別紙理由により以下の通り合意したので本合意書を締結する。

第1条（合意解約）甲及び乙は、平成23年11月22日をもって原契約を合意解約するものとする。第2条（その他）本合意書に記載なき事項又は本合意書の解釈に疑義の生じた事項については、甲及び乙は、信義誠実のもとに協議の上解決するものとする。

以上を証するため本合意書を2通作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。平成23年11月22日。

（甲）今帰仁村字仲宗根219番地、今帰仁村長 與那嶺幸人。（乙）今帰仁村字仲尾次886番地1、農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁、代表取締役 伊藤武子。

別紙、解約理由。原契約は、今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例に基づき、締結したが、本村議会において原契約の締結にいたる過程で、本村内を対象にして茸第2出荷施設の管理運営について公募すべきではなかったかとの強い要望があった。

そのため本村としては、村民の意見が代表される村議会の意見を尊重することが、重要であることに加え、村民を主体とした組織体及び管理運営の強化を図るため、原契約を解約したい。

公募後、茸第2生産施設の管理運営者選考委員会で応募者を審査し、施設の管理運営者を決定する。

覚書。今帰仁村（以下「甲」という。）と農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁（以下「乙」という。）は、平成23年5月30日付け「今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約書」（以下「原契約」という。）の解約について、下記のとおり合意した。なお、代替契約者とは同施設の新たな契約者（乙を除く。）をいう。

記。1、原契約解約に伴う（1）及び（2）の損害を甲が負担すること。（1）代替契約者が決定した場合は、乙が原契約を前提に会社設立登記した費用（明細別紙）。（2）原契約履行を前提に平成23年4月1日より代替契約者が決定するまでの第2生産施設運営のため、雇用する従業員1名の給与・賞与。

2、甲は、乙の雇用従業員が代替契約者により、従来の乙との契約内容に準じて再雇用されるよう努力することとする。

3、甲は、乙に対し、第1項の損害につき、代替契約者決定後30日以内に、乙の指定する口座に、振込により支払うこととする。

4、乙は、甲及び代替契約者に対し、乙と種菌メーカーとの間の試験栽培許諾契約の解約に関する費用及び試験栽培用種菌費用を請求しないこととする。

5、原契約の合意解約に伴う清算は、上記条項により全て終了するものとし、乙は今後、解約に関し一切の損害賠償は請求しない。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。平成23年11月22日。甲、今帰仁村字仲宗根219番地、今帰仁村長 與那嶺幸人。乙、今帰仁村字仲尾次886番地1、農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁、代表取締役 伊藤武子。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時23分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁の修正をしたいと思います。

先ほど覚書の中で、従業員名の固有名詞があった部分は削除していただきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 どうも経済課長ありがとうございました。

今回のこの損失補償金の問題なんですけれども、こういった状況を招いたのは、責任場所はどこにあるのか。これは確認したんでしょうか。それと先ほども話が上がっていたんですけれども、平成23年5月30日の契約締結なんですけれども、これは瑕疵はなかったというんですけれども、当時、ベストマッシュは普通の株式会社のベストマッシュであって、農業生産法人ではなかったものと理解しております。その中で幾度となく協議したんですけれども、契約当時、協議の中で種菌の仕入れの問題があるため先に契約を交わし、運営開始までには農業生産法人の認定を受けると口頭で約束したとおっしゃっておりまして、そして最近になりますと、その当時、契約した時点で、もう私の中でも条例違反だと思って話はしていたんですけれども、その中で村長は同年11月12日付での合意解約の報告を12月13日、全協の中で資料配付とともに報告されているわけですね、覚書の資料もなく、覚書の存在も一切口にしない中、その話し合いの中で、村長は条例違反を認めているわけです。それは私が質問して、目を見て返答を確認したので、村長は忘れたかもしれませんが、私の小さい脳の中には明確に記録されているわけです。その後、同年12月7日から同月28日まで、第1回管理者公募がありました。日時の詳細はちょっと不明なんですけれども、村はベストマッシュへ応募するように通知していますね。そしてベストマッシュは応募しました。しかし、翌年、平成24年2月15日付で、今経林317号で、村はベストマッシュへ応募資格要件の不備とい

うことで取り下げ依頼をされています。この317号を確認はしていませんので、後ほど読み上げていただけるか、資料配付を求められますけれども、ベストマッシュの代理人からの資料の内容では、農業生産法人の登記を有する応募者があったから、農業生産法人としての応募資格を満たしていない通知人の、通知人とはベストマッシュのことです。応募は必要なくなったというものである。かつ通知人の応募の存在が農業生産法人の登記を有する応募者の妨げになるかのような書きぶりであったと、再応募及び前回の契約に際して要件を持ち出したことのない村が、突然農業生産法人の資格要件を持ち出したとあります。この文章の内容だと、理解するのは、当時、平成23年5月30日付の契約締結は立派な条例違反だとしか判断できません。そういった状況の中、こういった損失補償、一般財源から村長は支払うとおっしゃっているんですけれども、これが妥当なのか、この整合性はどこにあるのか、この説明と答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

11月21日の全協で村長は条例違反をしたということを認めたということではありますが、正直言って、この件については、私としてははっきり記憶しておりません。ただ申し上げたいのは、議会での答弁は一貫して、これは条例違反ではないということをその後ずっと言ってきておりますのでご理解をいただきたいと思います。関連につきましては、経済課長から答弁をさせたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

契約の条例違反か云々かというのは、法令法規というのは、ご質疑なされている議員も私も素人でございまして、法令法規についてはその専門家、私どもも何度も専門家が、いわゆる弁護士のほうで練ってきました。その中で意見書としても先生のほうからいただいておりますけれども、要するに、例えば条例自体は法律は超えてはならないということをご存じのとおりであります。まずは、それが法律に違反するかどうかというのを先生が書いてありますけれども、少し読み上げます。農地法において、農業生産法人についての規定があり、その要件の定めが存在します。これは農地法第2条第3項が存在します。しかし、農地法はその目的を第1条においては農地、農地とは何ぞやと言いますと、耕作の目的に供される土地という規定がございまして。その利用関係を調整するなどの規定であり、あくまでも適用を農地としていきますと。よろしいでしょうか。そして本契約は、農地をして農業を行う場面ではなく、あくまでも農地ではない茸生産施設を賃借して農業を行う場面であり、本来的には農地法の適用が予定される場面に該当しません。したがって、農地法の適用を前提として賃借人となるものが農地法上の農業生産法人としての要件を満たす必要はなく、本契約が法律違反となるものではありませんと。まずは法律のほうから来ていますね。条例は法律を超えてはいけないと。法律も憲法は超えてはいけないということがございまして。条例は、何度も申し上げますように法律は超えていけないということですね。法律違反にはならないということですね。またその件について、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定しているところでありまして。当該、条例第3条は、農地法が農地の利用について規制しているものと基礎を同じくしてありますと。それは当然でしょうね。すなわち、本村条例第3条は、農地法が農地ではない茸生産施設の賃貸借を適用除外していることから、茸生産施設の賃貸借の相手方を、例えば農地法も農業生産法人に限定している趣旨ではありま

せんと。そのため茸生産施設をベストマッシュが賃貸することが条例違反になるものではないと思います
ということでございます。

もう1つ、農業生産法人の表示についてということで意見書がございます。農業生産法人について規定
する農地法は、下記のような名称制限規定がなく、農業生産法人を屋号として用いることに制限はないと
解釈が可能でと。単に農地法の適用を受ける農地取得の場面、農地を利用して農業を行う場面における
農業生産については、同法規定の要件を満たす必要があるに過ぎないと言えます。つまりですね、その前
に資料でも差し上げておりますとおり、農協法においては農事組合法人とか、土地改良法では土地改良区
という文字は使ってはいけないと明確にうたっております。ただし、農地法にはそれがございませぬ。と
いうことです。それで登記自体もすぐ登記できるということです。本件は、農地を利用せず、農地でない
茸生産施設を賃借して農業を行う場面であり、賃借人であるベストマッシュが農地法上の要件を満たす農
業生産法人である必要はありません。そのため賃借人ベストマッシュによる屋号としての農業生産法人の
利用に問題がなく、賃貸借契約の有効性に影響を及ぼすものではないと思慮しておりますと、思われます
と。これは9月議会でもるる説明しておりますように、専門家の意見書も私たちが受けております。それ
を説明に変えておきます。

もう1点、これは誤解があるように思いますので、ベストマッシュ今帰仁が1回応募して、取り下げの
文書を誤解のないようにご説明いたします。今経林317号で、茸第2施設の、施設の管理応募者の取り下
げについて依頼しておりますけれども、その中に、茸第2生産施設管理運営業者に応募いただきましたが、
貴団体は、広報なきじん、今帰仁村ホームページで行いました募集要項、別紙写しということで、これは
広報の写しをつけておりますが、その中で応募要件である農業生産法人として要件を満たしておりませぬ
ので、今回の応募を文書で取り下げてくださいよう依頼しますと。また、1月10日の説明会にて2者の応
募参加がありましたが、ほかの1者は提出期限までに農業生産法人として登記しておりますことを申し添
えました。以上、早目の取り下げ文書を依頼しますと。ここで言う要件は、登記しなさいということなん
です。よろしいですか。これはいきなり私どももこの文書を出さないんですよ。その前にもう1つ文書が
あるんですよ。そうですよね。いきなりあなた取り下げなさいという文書をここで出すわけじゃないん
ですよ。その前に、その前に文書があるんですよ、文書がね。これは登記をしなさいという文書なん
です。私どもは一応事務連絡ということで、いきなりそういうことをやってはいけないのか、その前に前段があり
まして、1月10日の応募説明会においても、農業生産法人として登記するように指導しましたが、登記さ
れていないと。登記してくれというふうに前段にあるんですよ。その前にも口頭で登記してくれと。これ
はなぜかといいますと、2者応募して、片方は農業生産法人と登記しておりますので、それを、公平性を
保つために登記してくれということなんですよ。これは、この文書は、受けた側もそう思っているん
です。そこで第三者で曲げて考えるのは、考え方は別にどう思おうといいんですけども、文書を受
けた側は登記しなさいと聞いているんです。よろしいですか。この文書だけで…、これはその前に
登記しなさいと指導をしているんです。登記しなさいという話です。ということですので誤解をな
さないように。

そしてもう1点言いますと、農地法で言う農業生産法人を審査するのは村長部局ではないんです。よろ
しいですか。農地法で言う、いやいや、これは農業委員会で審査するんです。部局が違うんです。それは

なぜかという、農地を利用したいときに申請するときに農地法の農業生産法人を適用するかどうか、農業委員会が決めるんです。村長部局で決めることじゃないんです。よろしいですか。こういうことがあるものですから、誤解をなさらないようによろしくお願いします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 ほとんど理解できていないんですけれども、以前から何か、何で、当初の5月30日の契約のときにはそういう話は一切なく、普通の一般の株式会社で登記されているのに、1回目のときには全く問題ないんですけれども、何で2回、3回となるにつれて登記しなさいとか、やらないといけないとか、公平さを保つとか、何か矛盾を感じて何がしたいのかちょっとわからないんですよね。今、議場でちょっと話しても多分理解し合えないと思いますので、この後時間、スケジュールあけてもらって、再度説明していただきたいと思います。以上で終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前11時40分)

5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について質疑します。

最初、補償、和解までの経緯をいろいろ説明してもらったわけですが、平成23年5月30日に今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約書をベストマッシュ今帰仁と締結したと。その建設、1年前にもはや貸付契約書が締結されていたということで、9番議員のほうからその貸付契約書の中で農業生産法人であるかないかということのご質疑がありましたけれども、それについて、もう一度確認しながら質疑したいと思います。第2回目の管理公募をしたときには、広報で農業生産法人であることと、それと平成24年5月24日までに農業生産法人登記が見込まれる村内の団体という形であるわけですが、その当時、平成23年5月のときにベストマッシュ今帰仁が株式会社であったということであるわけですが、その資料をもらったわけですが、そのときに構成員、発起人のメンバーであるわけですが、7名であるわけですが、そのときの、会社の登記したときのメンバーと発起人のメンバーが同一の名簿なのか、それを確認したいと思います。

それと今帰仁茸生産出荷施設の管理運営に係る条例、これは村の法律ですが、先ほど経済課長は法律を超えてはならないと、憲法を超えてはならないと。でも今帰仁村の法律は条例ですよ。この条例の中の第3条の中に農業生産法人という形でうたっているわけですが、なぜベストマッシュと契約ができたのか答弁を求めます。

それと商法の登記の中で農業生産法人を名乗らなくてもいいんだという形であるわけですが、これは登記上の問題であって、要するに農業法人というのは、農業生産法人と農業一般法人、先ほど来、説明がありました一般農業法人というのは土地を利用しない法人であると。要するに、農業生産法人というのは土地を利用して、その土地の売買までもできるんだという形でありまして、その中で登記するのは商法の中で名乗るか名乗らないかというのは関係ないということで理解しておりますけれども、その中で農業生産法人というのは、これは農地法の中でしか出てこないわけですよね。その農地法の中にしか

出てこない農業法人という形でこの管理運営に条例はうたっているわけですね。要は、この条例に対して今帰仁ベストマッシュと契約できたのはどういう理由からかお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

1点目は、ベストマッシュの発起人7名が公募のときも一緒だったかどうかということですが、発起人は同一であります。あとは条例の、今、與那嶺議員もおっしゃったように、農業生産法人を冠にするかどうかは登記の問題、商法の問題だということで、2回目の公募のときはきちんと登記できてきていますよね。2回目の公募のときは登記しているんですよ。商法もですね、称号をきちんと農業生産法人ということで来ておりました。最初、条例の、いわゆる条例違反じゃないかというご指摘だと思いますけれども、条例に今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の第3条に管理ということで、生産出荷施設は最も効率的に運用しなければならないと。2項に、村長は必要があれば公共団体、農業協同組合または農業生産法人等に出荷施設を貸し付けることができるということで、それに基づいて締結しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 今の説明で3条の2項ですね、必要があれば公共的団体、農業協同組合または農業生産法人等に出荷施設を貸し付けることができると、ここでうたっているわけですね、農業協同組合、農業生産法人、公共団体、その3つなどに生産出荷施設を貸し付けることができるということであっているわけですが、株式会社ですね、株式会社ベストマッシュ、今、登記があるんですけども、4名の会社。発起人は7名、村内の3名の発起人がいるわけですが、その発起人3名、発行株総数が60株で300万円の出資金ですが、村内の3名の名簿がない、登記されていない。それとその3名の出資金は発生しているのかどうか、再度伺います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

勘違いなさらないように、4名は役員なんですよ。発起人7名はいわゆる株主なんです。株主と登記上の役員が一致することは、一致しないでも別に問題ないんです。要するにこの発起人が10名、20名、30名いた場合に株主なんですよ。株主が30名いて、よろしいですか。これが役員が登記されているのは4名、3名。ただ、今は株式会社は1人でも設立できますよね、誤解なさらないように。これは私らも自戒としてですね、私たちもちよっと誤解したところがあったんですけども、その辺を専門機関に聞いてですね、私もちよっと誤解したところがあるんですけども、発起人はあくまでも株主であって、設立した登記であります役員は別の問題だということですので、誤解をなさらないようにお願いします。

そしてこれは私のほうで一応、設立の定款は持って幾ら株が出たという資料はございますけれども、これについて公表していいものかどうかということで、持っています。これ持ってはいるんですけども、3名は持っています。きちんと何株幾らとって定款のほうにあるんですけども、それを情報開示していいものかどうかというのが、情報の担当といろいろ議論が生まれて、一応名簿だけはいいいんじゃないかということでそれをしております。その中にはきちんと出資幾ら、一口幾らで何口出しているというのが

ございますので、以上を申し上げておきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時53分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時53分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑の答弁漏れがございました。

まず、農業生産法人を名乗るかどうかというのは、先ほど弁護士の意見書の中でありましたように屋号の問題であって、その中で、定款の中できちんと定款のできない、事業目的の中だと、登記の中でもきちんと目的等がございましたけれども、その中で茸生産、栽培ができるということが契約の主な趣旨でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 農業生産法人を名乗るには、そこに資料があるんですけども、農地法に基づく農業生産法人の要件と、要するに農業生産法人株式会社何々という形で名乗るには、農地法に基づく農業生産法人の要件と、会社法に基づく株式会社の要件を両方とも満たす必要がありますと。そして通常市町村に置かれている農業委員会、都道府県におかれては都道府県農林水産部農政課、農業会議とか農業協同組合などと十分に調整協議しながら手続を進めるということがあります。そうすると、農業生産法人というのは、その農地法の3項に示されている条項をすべて満たさないといけないということになります。今、課長が言っていた農業生産法人の商号の問題は名乗るか名乗らないかは別に問題ないという話ですけども、実際、この契約に当たって、農業法人という形で条例でうたっていますよね。要するに農地法とも照らし合わせて、これは商法では名乗る名乗らない関係ないと思いますけれども、条例で農業生産法人とうたっているのに、会社でもできた、要するに株式会社でも契約ができた、要するに株式会社でも農地を使わない株式会社はできるんだという話ですけども、なぜ条例で農業生産法人という形でうたっているのに、その法人の資格もない株式会社ベストマッシュと契約できたかですよ。そこは、要するにその条例は拡大解釈されているのか、じゃあ登記すればいいんだと、後々で登記すればいいんだという形で契約してしまった、事情が悪くなって登記できなかったという形になれば、どこが責任を持つわけですかと。話し合いの中で、ワッターニシミーレーと、我々に運営させてくれという話の中で、平成24年度までは農業生産法人名乗るよという形で口約束がされたにしても、会社がおかしくなってそのメンバーがばらばらになって登記できなかった。じゃあその契約は生きてくるわけですよ、口約束の中で。それが今の覚書ですよ。結局覚書が裏に締結されていたと。和解するときに自分たち議会では和解の契約書の理由までしか渡されていないですよ、全協のときにでも。この間の全協で初めてその覚書が、解約理由までしか自分たちは見ていないわけですよ。そうしたら、この間の全協で覚書がその同日に交わされていたと、それはこの間しか議会はわからないわけですよ。そうしたら会社設立費用と、要するに第2茸生産のための1名の給与、賞与、これはこの事業をしたいから会社を設立したわけですよ。じゃあ、一般入札のときに土木会社が入札するのと一緒ですよ、会社つくって入札する。とれなかったから会社設立の費用を村に賠償してくれというんだったらやるわけですかということですよ。いろんな関連が出てくるわけですよ、今後とも。賠償責任になるなど、こういう覚書を交わせば賠償責任取れるなという形になるわけですよ。

するに課長が言うように、会社設立する冠だとかどうのこうのという形ではないわけですよ。要するに、9月議会でも村長も答弁していました条例に肅々と沿って行政運営をしているんだということを言っていたんですけども、何らされていないような状況じゃないですかと言わざるを得ない状況だと思うんです。この条例、だれが解釈してもこの管理3条の2項には合致していないわけです。農業生産法人等に生産出荷施設を貸付できるというんだけれども、結局、農業生産法人じゃないわけですよ、会社で、株式会社であって、そこら辺もう一度答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

ちょっと頭を整理しないとかなかなか難しいところもございましてけれども、おっしゃるとおり農業生産法人、商号の問題で呼称なんです。おっしゃるとおり屋号なんです。屋号で名乗るか名乗らないかは、それは関係ないと。おっしゃるとおりなんです。農地法で言う農業生産法人というのは何ぞやというのは中身にあります。ただこれは農地を使うときに具備すべきものです。いえ、違います。これは農地法で、きちんとした…。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後0時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後0時00分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただ、専門家もきちんと言っています。専門家もさっき私が弁護士の意見も述べたとおり、法律に何ら違反しないということなんです。ですから先ほどの意見書も、もし先生が出してもいいというんだったらコピーしてあげますけれども、繰り返しますように整理してください。農地法を利用する場合は、いかなる手続をするか。農業生産法人というのは、農業委員会で審査することであって、農地を利用する場合にはそこを備えなさいと、農地法できちんとうたっているんですよ。じゃあ、先ほども與那嶺篤哉議員も勉強したように、私も後で勉強してあれなんですけれども、その商号自体は呼称なんです。その呼称を使ってはいけないというのはどこにも書いていないんですよ。先ほども申し上げましたように、農協法では農事組合法人は使ってはいけないと、土地改良法でも土地改良区とは使ってはいけないときちんと書いてあるんです。農地法には書いていないんです、これ。名称の制限というのが。ですから篤哉議員がおっしゃるように、これは商号であり、呼称であり、屋号なんです。ですから、よろしいでしょうか、その辺は非常に理解していると思うんですけども。そこなんです。要するに農地法で言う農業生産法人は農地を使うときに、よろしいですか、農地を使うときに農業委員会で決めるんです。村長部局でこれは決定するものではないです。そして農業委員会でこれを決定するんだったら、決定した後、その要件が毎年具備されているか。それを審査するのが農業委員会なんです。よろしいですか。それはその一時的に農地を使うためにそういう団体で農業生産法人の要件、4つの要件を満たして、例えば土地を使いたいということで農業委員会に申請して、通って土地を使ったと。これは一年でオーケーかと、ずっとそのまま使うのかという問題じゃないんです。農業委員会は、毎年これは審査しないとイケないんです。それでその要件が合うかどうかです。いわゆる農地法というのは、農地を守っていかうという法律なんです。ですから…。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後0時03分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後0時03分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 おっしゃるように呼称なんですよ、どう呼んでもいいんですよ、これ。私も勉強したように。これは弁護士の意見書も、先生がいいのであればコピーしてあげますので、意見書で、きちんと書いてあるんですよ、これ。法律の専門家が書いてあるんです。これは従わない、従うというのはまた法治国家ではないですよ。自分の意見が通らないと、これは従わないということではなくて、そういうきちんとしたところを出しているものですから、後はもうこれは水掛け論になりますよね、ということですので。ですからその辺は私も、ただ自分の考えを言っているわけではないんです。それに裏づけされるようなものを、専門家の先生の意見も聞きながら答弁している。それは真摯に答弁していると思いますけれども、以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの5番 與那嶺篤哉議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条のただし書きの規定により、特に発言を求めます。5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 屋号であるという話なんだけれども、登記されているのは株式会社ベストマッシュ今帰仁ですよ、何で株式会社と言うように、屋号であって名乗る名乗らないは関係ないわけですよ。だけれども、登記されているのは株式会社ベストマッシュ今帰仁ですよ。何で株式会社、要するに3条の2項の条例によると、農業協同組合または農業生産法人などに生産出荷施設を貸付できると書いてあるのに、何で株式会社ベストマッシュ今帰仁と締結できたんですかということなんですよ。屋号どうのこの、要するに冠だとか商号だとかという話じゃなくて、何で登記されている株式会社ベストマッシュ今帰仁と契約ができたのかということです。条例では、そういう形で言っているのに、課長が言っているように名乗る名乗らないというのは別に関係ない、要するに登記しようがしまいが関係ないわけですがけれども、正式な名称として株式会社ベストマッシュ今帰仁と書いてある会社と、土建業をやっている人たちとでも契約できたわけですかということですよ、これは。条例では農業生産法人とうたっているのに株式会社とできた理由を教えてくださいということです。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

與那嶺篤哉議員と非常に共通理解しているのは、これは商号の問題であって、屋号の問題であって、呼称だということは非常に共通理解していると思います。名乗る名乗らないかはですね。その中でですね、弁護士の意見もございますけれども、そしてそれをそういうことがありまして、表示したからといって、いきなり法律違反にはなり得ないと。また、これはインターネットの情報で一緒に共有しているかと思えますけれども、ちょっと読み上げますと、登記上は株式会社〇〇、または〇〇株式会社と表示され、農業生産法人という言葉は会社登記簿には記載されません。もちろん屋号として名刺、看板、第三者への表示として農業生産法人〇〇と名乗ること自体は問題ありません。これはインターネット情報で、後で見ていただきたいと思いますが、その件に関しまして、国の、これは所管している、農水省との、私たちがそれは自信持って言う裏づけというのはそこにあるんですよ。そこも一応確認しておりますので、で

すからあとは水掛け論になりますけれども、これはお互い共通しているところを土台にして、そういうものを積み上げていったほうがいいんじゃないかと思います。それについては私どももおっしゃるとおり自分の意見だけじゃなくて、それを所管している出先であります総合事務局の部署にも、農地法を所管しているところですね、それにも問い合わせをして、そういうものがインターネット情報だけれども、これはそれでいいのかというのもきちんと確認しておりますので、よろしいですか。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後0時09分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後0時09分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れということですね、なぜ契約できたかということは、やはり条例の第3条2項に基づいて、農業生産法人等に貸付ができるということですね。先ほどちょっと話しましたように、これは屋号の問題ですし、名乗る名乗らないかは自由であるということと、それを冠したからといって、それが真正というか、正しいか正しくないかを審議しないといけませんけれども、その中で先ほども申し上げましたように、第三者に対する表示も問題ないということですので、それを上位官庁とも相談しながらやったということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午後0時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時30分)

ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 議案第42号につきまして質疑したいと思います。

今回、今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定についてということで議題が上がっていますけれども、金額が338万5,443円で、その中に内訳として登記料が会社設立経費が44万8,180円、それと職員に対する給与・賞与293万7,263円ということであります。これは村の財政から出す場合には、やはり我々議員も村民に説明する責任があります。そういうことで今回ただ提案されただけで、ベストマッシュから請求された金額だけを見て、はい、そうですかというわけにはいきません。そういうことで質疑をしていきたいんですけれども、合意解約についてはそれは当然村長からも説明があったんですけれども、今帰仁村内の方がやりたいということで、やはり村内の経済を自立させていくためには必要だということで解約したということでもありますけれども、実はその金額が発生したのはその解約だけじゃなくて、覚書が一番の原因だと思います。その覚書がなければ、その金額を向こうは請求することができなかったと思います。ということで、一番重要なのはその覚書だと思います。その中に、まず1点目、原契約解約に伴う(1)及び(2)の損害を甲が負担することとわたくしわたくしわたくし、(1)に代替契約者が決定した場合は、乙が原契約を前提に会社設立登記した費用とあります。これは、実はベストマッシュは公募を2回やっております。その2回目の公募のときには、業者指定されているわけですよね、ベストマッシュは。平成24年7月2日に管理運営者決定通知というのを発されています。それで契約ができなかったということで12月7日に契約交渉終了通知ということで、5カ月間、実はベストマッシュと管理契約をしたいということでやってきたけれども、できなかった。これは会社設立についての丸々の金額じゃなくして、向こうにも責任があるわけ。ちゃんと管理運営してくれと通知をしたのに

向こうがやらなかったと、合わなかったということであれば、こっちが丸々全額持つというのは非常に不合理だと思います。そういう意味でこの件に関して答弁を求めたいと思います。

続きまして、(2) ですね、原契約履行を前提に平成23年4月1日より代替契約者が決定するまでの茸第2生産施設の運営のため、これは大事ですよ、茸第2生産施設運営のため雇用する従業員1名の給与・賞与となっています。その中で、実はこの契約は5月30日なんですよ、やられているのがですね。なのになぜ4月1日からの給料も払うということで印鑑を押したのか。これを読まずにテーゲーシーでやったのか。こんな覚書をやるのに、こんな間違いを見過ごしたというのは私はどうかと思います。と同時に、この中にあります、茸第2生産施設運営のためというのが入っています。そういうことでここに上げられています293万7,263円の明細、何月に幾ら、これは平成23年6月からの給料なので、月ごとに明細があるか、なければ出してもらいたいと思います。この明細なしにこんな大金が払えるわけがないです。どういう理由で払うのか、理由がはっきりしないで払うというのは私は、これは到底認められる話ではないと思います。

次にベストマッシュ今帰仁と契約した理由ですね、これは3点目になりますが、これはなぜですね、工場の工事発注すらやっていない前に管理運営の契約が先になったのか、その理由と同時に、なぜベストマッシュなのかですね。これは関連質疑になるんですけども、先ほど5番、9番議員の質疑の中にもありましたけれども、実はこの補助事業を申請する時点で既にベストマッシュとして管理運営者は申請したということですけども、一番最初に申請した日時ですね、何年の何月なのか、平成22年の事業からであれば、恐らく平成21年には申請は出さないといけないと思うんですよ、8月か9月ぐらい。その申請した時期ですね、それを答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず1点目は、解約合意書の中で、覚書の1の設立費用の云々でありましたけれども、まず解約自体が、そもそも解約自体は村からの申し入れであったということでもあります。通常、社会通念上といいますか、甲乙合意した契約でございますので、一方的には解約ということではできません。甲乙合意の上での解約ということですけども、その場合に、乙の側に債務の不履行とか等々の解除原因が見られないということで、乙の原状回復を担保するためにこの登記費用を見たということでございます。

2点目は、平成23年4月1日から決定するまでという期間の問題でありましたけれども、既に平成23年4月から雇用される、従業員が4月から雇用されている状況もございました。ただ、交渉の中で議員から指摘もありましたとおり、私どもも交渉の中で契約以前のもはこちらも認められないということで、この覚書自体が、総枠が決められていて、その前段の解約合意書の中にも甲乙で疑義がある場合には協議していこうという取り決めもございますので、その中で4月、5月は外してもらったというような状況でございます。明細があるかというんですけども、これは当然、私どもも調査して、月々の明細は持っております。あと、ベストマッシュ今帰仁と随意契約した理由といいますものは、確かにこの事業自体が、前も話をしましたように、この事業の中で補助事業の公共、非公共という分類がありますけれども、非公共というのはハウス事業とかそういう等々の部類でございます。その中でやっぱり受け皿を、国のほうも求

めていますので、そのためにその当時としては茸生産に対してそういう見識と申しますか、見識と実績があるということで契約になっております。また随意契約だったということは、えのき工場を含めて、県内国頭のブナシメジ、金武のブナシメジ等々も、そういう私どもにならったような契約でございました。

あとは平成22年度、申請した時期ということなんですけれども、これは国の補助事業自体が、この事業自体は北部振興事業の後釜で、活性化事業ということで、実は、内閣府が予算を持って実施していく場合には農水省に移していくんですよ、この予算を。このヒアリングが何回もありますものですから、その時期がどこから申請したかというよりは、その正式な申請の前にいろんなヒアリングを受けるんですね。これは補助事業のあり方というんですか、それがありまして、たしか林野庁ヒアリングは6月に入ってからなんです。その前に、事前にはあったかと思えます。それは私が来る前だったんですけれども、これは内閣府と何回もやってきている中で、単純に申請書があつてパッと出せるような代物じゃないんですよ、補助事業自体はですね。申請書をただ単に出す時期はヒアリング自体が6月で、その後だと思えるんですけれども、決定通知とか見ればわかりますけれども、これは今持っていないんですけれども、ただそういう段階を踏んでやってくるような事業でございまして、あとはそれは6月が終わっても、なぜ平成23年採択だけれども、ぎりぎりまで待つかという、国は県との協議を終えてまたしなさいという注文もついてきたものですから、それで国からのお墨つきと申しますか、平成23年も押し迫った3月近くだったと思えます。それで最初は明線という事態になってですね、それが平成23年度に明線しているんですけれども、それで、その中で公募云々がありましたので、事故線というような状況でございまして。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後1時46分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時47分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。

平成24年7月2日は決定ではなくて、選定委員会で1位はベストマッシュ、2位はマッシュハーブという通知をしております。交渉権ですね、交渉順位を決めたということです。これをやって、その間長引いたから、その分は、最初は全額請求があつたんですけれども、おっしゃるとおりこれは向こうにも非があるということで、これは12月まで請求があつたんですよ、最初。それを7月から12月の5カ月間まで、最初は折半という話が出たりいろいろ、交渉ですので、おっしゃるとおりこれは見られないということもやる中で、この5カ月のうち折半という話もいろいろ出て、じゃあ8月までと、最終ですね、なって、当初の4月から5月分は削って6月からと、最初ですね、そういう交渉の中でやってきておりますので、決して全額見たようなことではございませんので、誤解をなさらないようによろしく申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後1時48分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時49分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 先ほどの答弁で答弁漏れがございました。

解約合意書が5ページにわたっておりますけれども、その合意書の中で解約合意の大前提は原状回復というのが前提でございました。そういう中でこの覚書にもございまして、明細別紙ということで、そ

の経費一覧もつけてございますけれども、それについては甲が見るということで契約しているような状況です。これにつきましては意見があらうかと思えますけれども、当初、乙の側も変更登記した費用までも請求がありましたけれども、それについては覚書の契約の中できちんと明細別紙ということにありますので、単純にこれは契約の中で履行したということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後1時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時51分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 先ほど答弁漏れがございました。

給与・賞与については、月々の明細は、私どもは今資料として持っておりますけれども、ただこれが個人情報に当たるか否か、公表については少し調べて提出したいんですけれども…。以上です。

もう1点ですね。今ちょっと別の當山が今行っていますので、それはちょっと待っていただきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後1時54分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時16分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございましたので、まず1点目の沖縄北部活性化特別振興事業の補助金交付申請の月日は、平成23年3月10日に国へ申請しております。あて先は沖縄総合事務局長あてに送っております。平成23年3月10日です。

もう1点目の賞与・給与については、今、情報公開担当とも話をしましたけれども、所得そのものについて、特に本人の同意云々がありますので、その辺は差し控えて、一応、平成23年6月から平成24年8月までの293万7,263円ということになっております。

あと研修の場所でしたか、研修の場所はえのき、ブナシメジ含めて、国頭、金武、今帰仁での研修がございました。この地区、地区にどのぐらい研修したかという日数については資料は持ち合わせておりません。以上でよろしいでしょうか。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 経済課長から答弁をもらったんですけれども、実は先ほどの答弁の中で、平成24年7月からの給与については、結局はベストマッシュへの管理者へ通知を出されているので給与は削られたと言っているわけですね。給与は削るのにそれにかかった経費、特に登記料ですよ、これは削れないというのは、実は課長答えていたんですけれども、契約したから行わなければならないと。問題はこの覚書になってくるんですね、そうなるかと。これに書かれているから出さないといけないんですね、当然。だからこれはそういうのも考えて、もう1点ですね。契約は5月30日に契約やられているんですけれども、4月1日からの給料も払う、これはもつてのほかですよ。それからしますと、この覚書にサインする時点でそこら辺も確認せずにやられている可能性があるんです、この覚書は。特に自分が、先ほど研修先がどこどこかと聞いたのは、この中に、皆さん、その(2)にちゃんとうたわれているじゃないですか、原契約履行を前提に平成23年4月1日より代替契約者が決定するまでの茸第2生産施設運営のため、

これが入っているんですよ。実は、私も調べた中で、その従業員が茸第2生産施設とは何を生産するんですか、エリンギとクロアワビじゃないですか。彼は実際にエリンギとクロアワビの研修がその中にあったかなんですよ。そこら辺、精査して皆さんは向こうと交渉したか。私はそういうのをもっと主張すべきじゃないかと思います。先ほど事業の申請については、平成23年3月10日とおっしゃっていたんですけども、実は皆さん、こんなすばらしい冊子つくっているんですよ。平成22年10月に沖縄北部地域活性化特別振興事業経営診断調査報告書、これは茸第2生産施設整備事業という、これは確か我々が議会上がってきてからですから、平成22年12月定例会だったと思うんですけども、補正で200万円近くの予算を組んでつくられているわけです、これ。その報告書の中に当施設の運営は公益性を有する第三セクター、農業生産法人を予定しており、構成員としては今帰仁村、地元農家、有限会社今帰仁きのご園、株式会社オーダック、地元商工会であると。これは皆さん、計画書もちゃんとつくっているんですよ。それとその下に総括管理者になる職員は、有限会社今帰仁きのご園及び本土の種菌供給メーカーにて6カ月研修を受けることになっている。こういう報告書もちゃんとつくっているんです。すると、こっちが聞きたいのは、この報告書を200万円もかけてつくったわけですから、これは決裁書、伺書あると思うんです。その決裁書を見せてもらいたい。その中につくった趣旨があるはずですよ。理由が。これはもしあるんでしたら見たいです、提出を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時24分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

今の計画書の伺文云々については、後で調べて提出、もしくは閲覧したいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時24分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時25分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。

まず覚書の給与・賞与について、4月からとうたわれていますけれども、これは範囲を決めただけでありまして、ご指摘のとおり、4月、5月は削っておりますので、6月からと。契約して後からということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

もう1点目の、確かに給与・賞与は削れたのにこの設立費用云々も削れる、責任の度合いで削るべきじゃないかというご指摘だと思いますけれども、当初、向こう、乙の側から60万円余りの請求の中で、これはこちらから押し返して、やっぱり40万円ということをやったんですけども、指摘していただいている内容としてはもっと削れたんじゃないかという指摘だと思いますけれども、これは契約、覚書ですので、契約書の中できちんととうたわれていますので、それを履行せずにはなかなか難しいと、法的な問題です、これは。あと研修先についてですね、これはエリンギの研修なのに、えのき、ブナシメジの研修でいかなものかというご指摘だったと思います。その点に関しましては、議員のほうが専門家で、私たちもなかなか、その技術がどのくらいオーバーラップするのかわかりづらいところもありまして、その

ご指摘もあろうかと思えますけれども、一応、素人ですので、書籍ですか、書物の資料でちょっとお答えしておきたいと思ひまして、これは私もどの程度重なって、どの程度違うのかという部分だと思います。これは茸栽培全科という資料の中でエリンギとかえのきだけ、ブナシメジ等々ございまして、この育成の仕方、その中で瓶栽培ということがあります。これは書籍の資料ですので誤解なさないように。えのきだけやヒラタケなどを栽培している人が品目転換として取り組む場合があると。エリンギはえのきだけ、ヒラタケを栽培している人が取り組みやすいというふうな格好に書いてあるんです。一応、これは書籍の中の話で、もう1点は、これは旧林業試験場の中で試験の研究者にも一応話を聞きました。研究者の話ですよ。要するにどれぐらい重なるのか。重ならないのか、全然重ならないのかという議論があろうかと思ひます。これは一応、研究者の話では、重なる部分もあるし、えのき、ブナシメジを研修したからといって、一概にはエリンギに役立たないと、言っではあれですけども、重なる部分が多いということで、そのパーセントは彼の感覚で言っていますので、正直申し上げますと、99%重なるということで、それに対してもご指摘のとおり、私たちもこれも乙側に、この研修はエリンギに資するのかと、そういう指摘も弁護士を通してやりながら、いろいろな角度から交渉を重ねている状況でですね、決して相手が言ったことをそのままのみにした状況ではございませんので、誤解のないように。ただ、考え方が違うと言えそれまでなんですけれども、そういう状況を報告させていただきたいと思ひます。報告することによって答弁ということでさせていただきます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時30分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。

ご指摘のとおり、エリンギそのものの研修はなされていないというのは承知しております。それについて先ほどちょっとお話ししましたように、私どもも一応、これについてはどうかということで、乙側の弁護士にも話をしながらやっているような状況でございます。それはご指摘のとおりだったと思ひます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 これは先ほども確認したんですけども、給与は削られたのに、この登記費については削られないと、これは覚書に入ってしまったからだという事ですね。私はこの覚書については不備じゃなかったかなということで、その件については自分の考えはこうだということでおきたいと思ひます。

次の茸第2生産施設運営のためということで、従業員は研修したということなんですけれども、先ほど、実は、彼は今帰仁きのご園、国頭、金武も行っているんですか、オーダック、4カ所行ったということなんですけれども、その研修先の滞在期間を教えてくださいと言ったんですけども、そこも調べていないということなんですけれども、皆さん本当に、向こうに払う場合に、それは本当にどうなのかというのを調べたのか、向こうと本当に対峙して、1円でも安くしようという気があったのかどうかというのが、私は非常に問題になるんじゃないかなと思ひます。これは弁護士が言うからそのまま払いましょう。こ

れでは困ると思うんですね。というのは、実は、この従業員はオーダックでも研修していますよね。実はオーダックの研修先での話をよく聞いてみますと、今婦仁村と向こうの弁護士とのやりとりの中での、文の中では、従業員の給料は削れない。なぜかという、彼は余剰人員の中で、要するに余分な人間だったと。なのに置いていて仕事させたから研修だということがあって、これ以上削れませんよという、あの文の中に入っているんですね、その行き来する公文の中に、彼らは、この従業員は余剰人員だったからそれでも置いていたと、だからこれは皆さん払ってくれよということで書いてあったんですけども、実は彼がオーダックにいるときの仕事の状況を聞いてみますと、実は配送業務をさせられているんですね。配送業務の余剰人員であれば、だれが考えても助手席じゃないですか。余剰人員という場合には。それが彼自分一人で車をトラックに乗せ、一人で運転して配送していたというんですよ。それを余剰人員として認めて皆さんはすぐ印鑑を押すのか、払うのかです。やるべきものはもっとあるんじゃないですか、この金額を出してくれという場合には、もっと調べて、向こうともっと対峙して、いや、これは払うべきじゃないと、言うべきものをぼんぼん言ってやるべきじゃないかなと思うんですね。そこら辺、当局も彼がベストマッシュにいたときにどういう状況でどういう仕事をしていたのか、調べているのか答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

誤解があるように思いますけれども、決してうのみにしてやっているわけではございませんことはご理解いただきたいと思います。私どもも雇用契約とか、毎日の勤務時間表等々も取り寄せまして、タイムカードじゃないですけども、一覧表がありましてですね、そういうものも、作業内容が記載されたものも、きちんと今、資料としてございます。ただこれが情報開示に当たるのかどうかもちゃんとしめないと、これをこうやってきましたよというのはなかなか開示できない部分もあります。ただ、説明しますと、ただ、手をこまねいてこれだけやったんじゃないかというご指摘は考え直していただきたいと。これはそういうことではございません。ただ、もう1点、その研修内容についても、こちらから押し返してというか、議論の場に乗せている状況がございます。これはご指摘のとおり、運転手をしているのは認められないということも、こちらからも議論の中で、相手側の弁護士とそれはきちんとやっているんです。やっておりますけれども、その法解釈といえますか、これはこちらから申し出ることと、その契約をどう履行できるか、法律の中で議論していくとなかなか難しいという、感情的な部分とその法というもののずれといえますか、それは確かに交渉しながら感じるころではございました。決して、そういうことを私らは理解しないで、そのままうのみにしたような状況ではないことはご理解いただきたいと。結果として、今のよう結果となつてはいますけれども、その中でいかに交渉の中でやってきたかというのは自分の中ではいまだじくじたるものもありますけれども、力がその程度だったということであれば、それは甘んじて受けていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

担当課長からも補償のこれまでの経過の説明がありましたが、そのとおりでありまして、当初は平成24

年12月27日に459万9,905円の請求がございました。当初から、直接大城 浩弁護士に会って、行政の考え方、立場を明確に申し上げまして、ずっとここまでやってまいりました。その中で、もう本当に今、石川議員がおっしゃるように、私たちも何とか、1円でもこれは損害金を少なくするためというのは同じ気持ちでずっとやっていました。ただ、これは法律的な話と、また私らは素人でありますので、ある意味では心情にも訴えるという中で、大城先生も、これは村長がそんな早い時期から直接来るとというのは珍しいということは言うておりました。そういう意味では、私はなぜ行ったかということ、自分の決意を伝えて、直接、担当職員だけには任せないで、これは何としても村費で補償しなければならないという前提で考えていますので、本当に1円でも下げていきたいということで頑張っただけでまいりました。それが340万5,720円ありますが、もっと頑張っただけという気持ちもありましたが、向こうからも最終通告ということと、うちの秋満弁護士とも相談した結果、これは裁判してもなかなか厳しい状況だということをもうはっきり言っているわけです。ただ50%ぐらいは、村長やる気があれば、それぐらいは頑張れるよというのがあればいいんですが、非常に厳しいという表現で、これを最後まで行政が突っぱねて裁判になると非常に難しい、厳しい状況になるのかなということとで和解に至りました。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時40分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 覚書に不備があったんじゃないかということではありますが、この覚書につきましては、前の一般質問でも申し上げて、午前中に申し上げたんですけども、結局、先ほどから申し上げますように、北部振興連携促進事業の中で、当初から管理主体は決めておかないと申請できないという中でベストマッシュという中で、それを前提にして契約をして、何ら瑕疵もない、不履行もないという中で公募するという前提で解約するときに、これは覚書かけないと一方的に、向こうがいいですよと、解約したいというんであれば何らここに覚書かかなくてもよかったわけですが、どうしても石川議員を初め、複数の議員からどうしても公募をして、地元の皆さんも参加できるように、参入できるようにしてくれという強い要望がありまして、村としてもそれはいいんじゃないかとか、これが今帰仁村の発展につながるんであればそのほうがいいんじゃないかということで解約をして、合意解約したわけですが、その中で覚書をしないでは、一方的な行政からの要請でありましたので覚書を締結して解約をしたということとであります。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を求めます。2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど経済課長からも当初459万9,905円から340万5,720円まで下げたんだと。これはいろいろ努力してやったということで、これはこっちも認めます。ただしかし、もうちょっと頑張れなかったのかなと、私が言いたいのはそこあります。と同時に、村長も最後の答弁でこれは答弁漏れだと私は思っているんですけども、私は、経済課長も言っていたように、給与を半分にしても、できても、設立登記費用だけはできなかったと。なぜか、これは覚書にあるから、契約されているからだと言っているんですね。問題はその覚書なんですよ、実は。と同時に、1もそうですけれども、2もですね、5月30

日に契約したのに、4月1日から払いますよと、給料払いますよと。これは当然払うべきじゃないですよ。だったらその契約する前に言えばよかったんですよ、これはおかしいと。ということは、印鑑を押したということは気がつかなかったということになる可能性があります。

最後なので、もう1点ですね。実は、今回は解約に伴う覚書で、実はその保証金が発生していると。その前に契約書があるわけですが、解約する契約書。その契約書について関連で質疑をしますけれども、これは、契約は平成23年5月30日に実は契約されていますけれども、その契約と11月22日に実は解約合意して、解約も至っています。その二度に、恐らく当局とベストマッシュが会ってやられていると思うんですけども、その席に参加した人々、だれだれ、氏名まで、今の時点でご存じでしたら答弁求めます。これは最後の質疑になりますよね。その中で、伊藤武子、上村秀利、丸野普治、藤田英樹、藤田敏英、この5名の方に会ったことがあるかどうか、お会いしたことがあるかどうかですね。実はこの5名はベストマッシュの役員なんですよ。その前に、解約にその人たちが、だれだれが参加したのか。これは重要だと思うんですよ。恐らくそのベストマッシュ今帰仁の代表取締役はご存じだと思うんですけども、伊藤武子ですよ。その方、顔を見たことがありますか。恐らく本人は来ていないと思います、役場に。こんな6億円もかけた施設を貸すのに代表取締役の顔も知らない、そういう会社に貸すというのは、契約したというのは、私は11月22日の解約は当然だと思っているんですけども、皆さんは村内の業者に貸すために実は解約したから、これだけの費用は持ってもいいんじゃないかとおっしゃったんですけども、重要なのは、ベストマッシュの役員、代表取締役 伊藤武子は、今帰仁きのご園の役員、伊藤勝則と夫婦だと思うんです。その上にですね、実は今帰仁きのご園の製品を全量買い取るオーダックという会社がございます。ご存じですよ。その会社の役員だれだと思えますか、2人ですよ、2人。丸野精二、伊藤武子なんです。つくるもの全部、売る場所が2人の会社ですよ。実はそれ疑問に思っています、平成23年の6月でしたか、現場踏査で実は今帰仁きのご園に行きました。そのとき丸野社長が言ったのは、今帰仁きのご園からオーダックに出しているきのこの1パック、あれは200グラムぐらい入っているんですけども、1パックの値段が35円だと言っているんです。今帰仁きのご園からオーダックに売る1パックの単価です。皆さん、オーダック、丸野社長は、私は今帰仁きのご園が赤字すれすれなので今帰仁きのご園からは1円も給料をもらっていないと。そういうことを説明しているんです。じゃあ、オーダックは幾らの手数料をもらっているんですかと聞いたら、今帰仁きのご園から仕入れしたものに6%プラスの運賃だと言っているんです、量販店まで納める運賃ですね。実はその翌日、名護のサンエー、かねひで、スーパーに今帰仁きのご園のえのきが幾らで売られているか調べて見たんです。98円ですよ、100円。実はサンエーにつてがありまして、関連ですよ、関連だからなぜしているかということの説明しているわけです。実は100円で売られているんです。サンエーのバイヤー、要するに仕入れする担当にオーダックで幾らで入れているかと聞いたら、58円プラス消費税なんです、60円ですよ。そうすると、オーダックは35円で買って、60円で売っているんです、1パック25円儲かっている計算になるんです。だからそこら辺もあるので、我々はもっとこのきのこ園については目を光らせ、正当な、透明、ガラス張りにさせて経営をさせるべきじゃないかと私はずっと言ってきました。こんなことを見て、今回、第2施設を貸すベストマッシュ今帰仁、同じ2人じゃないですか、実質は、実体は、伊藤武子と丸野、だからだれだれが来たか、聞きたいのはそこなんです。

す。その契約するのと解約するのに。そういう状態の中ですから、実はそれを聞きたいということです。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

例の平成23年5月10日から平成23年11月22日までの間に、ベストマッシュ今帰仁の役員はだれだったかという話ですけれども、取締役の上村秀利と、確かに代表者とは会ってはおりません。上村秀利と代表者の配偶者と2名に会っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第42号 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について質疑を行いたいと思います。

朝から5名の議員がいろんな角度から質疑を行ってございまして、私も大変参考になっておりますが、いまいまいちわかりにくいところがありましたので。まず、こういう本来のきょうの提案というのは、あつてはいけないだろうと、本当はあるべきじゃない提案だと理解しております。このことについては、9月24日の琉球新報にも載っております、解約、解除の損失、今帰仁村が補償というふうに出ております。その中で一般財源からこれを支払うことは大変心苦しいというふうに村長のコメントもあります。きょうの提案は、副村長が事務連絡的に提案理由を読み上げまして、提案をして、すぐ質疑に入ったと、私はこれが少し腑に落ちないところでありまして。本来提案した村長は、このことについてコメントを述べるべきだと思いますが、いかがですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 今回の提案のときに、村長のコメントということがございまして、私は質疑の中で、必ず村長の考え方とか、責任については必ず質疑が出るだろうというふうに予想をしております。そしてこの中で私の思いと考え方を述べていきたいと思っております。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 新聞と同じことかなと思ったんですが、まずですね、じゃあこの中に出ております覚書及び合意解約ですね、実はこれが出てきたのは先月の9月定例会の前の9月11日の全員協議会の中で資料とこれを出されまして、9月には提案せずに10月10日前後にということできょうになっております。先ほど来から2番議員、9番議員、そして5番議員からいろいろこのことについての質疑がありました。私もそれはもう理解しておりますので、この内容を事細かく取り扱うことはしないつもりです。本当は一般質問でもやりましたので、実際にはこの合意解約書及び覚書というのは無効じゃないかと常々思っております。それで一般質問をしたわけですが、そのときの当局からの答弁は満足のいく回答ではなかったものですから、ある意味で専門機関のほうに尋ねにいきました。そうしたらとても明解な答えが出てきてございまして、この条文まで示されました。私は逆に言うところの合意契約書、合意解約書及びそれに基づく覚書自体が条例に基づかない契約であれば、それは無効じゃないかということで、その質問書を出して聞きに行ったわけですが、実はその中には民法という規定がありまして、民法第91条には任意規定と異なる意思表示の条文という項目がありました。この条文を読んで納得はしました。ちょっと読み上げた

いんですが、ちょっと難しいんですけども。91条というのは、法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。1回ではわからなかったもので、何度も読み返し、聞きました。簡単に言うと、今回の茸は条例違反の疑いがあると。条例違反ではないと言っていますが、これはまだわからないところです。仮に条例違反だったとしても、当事者同士がこの仕事をするということの合意のもとに結んだ契約、そしてそれに基づく解約というのは、法的に合意であるということを知られまして、私はこれは納得しました。ですから争点として、今回、この茸、解約に伴う和解契約と覚書は合法です。当然払うべきです。これは理解しております。その中でこの大きな資料を当局からもらいまして、確認をしていきました。今、何名かの議員からこのことで疑義があるということが出ております。確かにこの中の覚書には1、2、3、4、5とあって、いわゆる代替契約者が決定したまでの会社設立登記した費用、これまで本当に払うべきかと。それと(2)の原契約履行を前提に平成23年4月1日からと書いてあるものですね、これもおかしいのではないかという細かいこともありました。これは瑕疵があったと認めるならそれはそれでいいんです。ただその経緯を説明した中に、その経緯の中にあるんです。1の契約経緯は、平成23年5月30日にベストマッシュと契約をしたと、今の有効の契約ですね、そして11月22日には合意解約書を締結した。そしてその後、すぐ第1回管理者公募をして、再び乙、いわゆる今のベストマッシュは4月6日に公募をして、7月にその乙へ管理者決定しているんです。ここは大切なんです、この時点でこの合意解約書の覚書は終了すべきだったと思うんです。もう終わっていますから、新契約者が決まるまでと書いていますのでね、これはあくまでも仮決定ではあるんですが、契約はしていない。しかし、同じ乙と契約をしたわけですから、そこと話し合いをして、じゃあ、合意解約をしたらそれで終わりですね、金銭が発生したとしますと、そこまでのものでいきましょうと。本来は、そこでやるべきだったと思うんです。にもかかわらず、それをずっと引っ張っていて、その年の12月22日、そして3月22日に正式に補償として459万9,905円というふうに出ています。この辺はやはり、何度も今まで出ているとおり、当局のいわゆる不手際じゃないかなと思います。この1点です。契約書は平成23年5月30日から11月22日までとあるんですね。この中にも契約履行前提にとあって、いわゆる契約が、原契約の解約について、すべて満了した後は解約に関し、一切の損害賠償は請求しないとまで書いてありましたね。私はこれに非常に不満というか、非常にミスをしているんじゃないかと。この7月2日に、去年の7月2日には再び乙へ契約しますということで決定しております。ベストマッシュとマッシュファーム今帰仁の中から、平成23年11月22日には解約はしたんですけども、翌年の7月には再びベストマッシュがいいんだろうということで契約の申し入れをしている、通知しているわけですね。だったら皆さん、それがあるんだから、そのときにも解約合意書はこの日で終わりだというふうにすべきだったんじゃないかなと。そういうことをしておれば、今こんな問題は出ていないんです。にもかかわらず、この覚書はそのままずっと引っ張ってきて、最終的にベストマッシュではなく、マッシュファームになった時点でこの合意書を生かしたと、これは悪意に満ちたもの以外には何もないと思います。普通の商行為ではあり得ないことじゃないですか。解約というのは、更地ですね、さらにすることです。ずばりまさしく、この7月にはもうさらになっている、新しい、再び新たに契約しますよと約束したんですね。逆に向こうにすれば、正式契約するまでは担保にとっておこうと、皆さんが気がつかないから。本来なら気がつくべきだったんじゃない

かなと思います、これは。こういう観点で考えたことがあるかどうか、答弁を村長にでも。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず質疑にはなかったんですけども、条例違反というのは一つの見解だと、こっちの見解ですね。ということは申し添えておきます。そこはきちんと押さえてください。ご質疑の平成24年7月2日は、契約はしていません。1位がどこどこ、2位がどこどこという審査委員会の決定通知を通知したということで、そこから契約に入る契約交渉に入ったという段階でございます。誤解をなさらないようにお願いします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時03分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。

その時点は、まだ契約、これから契約交渉という段階ですので、その1位になったベストマッシュとの契約に向けて交渉は始まったという状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時03分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時04分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

平成24年7月2日に、乙への管理運営者の1位交渉ということで通知いたしました。その時点では、契約は成立していませんので、今後、例えばいろんな条件をつけてお互いが契約交渉に入ろうということですので、いま、議員がおっしゃるように、もうここで解約できたんじゃないかというようなことではないというように私は認識をしております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 どうも余りかみ合わないような、これは今までやった3名の議員の質疑にも、わかりやすい答弁がなかったんですが、要するにここまで来ている以上は、この覚書と解約合意書というのは、まずは法的には有効であると、つまり払わなければならないということです。これは村長は、この新聞に書いてあるとおり、一般財源から支払う予定であると、そういうふうに出してありますよね。後ろに大変心苦しく思うというのは、あの時点では少なくとも、少しは自分の罪の呵責もあったのかなと、罪というのはオーバーですけどもね、ミスがあったのかなと。1点のミスもないと、今でもそう思っているわけですか。ですから、要は私たちも村民の代表であるわけですから、この問題は新聞にも出ているし、また明日も出ると思います。その結果に対して質問されるんです。明解な答えをしなければ、私たちとしても議会人としては困ることがあるんですね。それでこの一般財源から払って当然なのか。少しは村長が持つべきなのか、そういったものを明解に議会の場で答弁してもらいたいと。ですから本来の、普通の、通常の村の業務をやりながら、一々それが間違っているから村長が持つということにはもちろんなりませんけれども、今回のものはいろんな議員の質疑から聞いても、やはり少しウカッとして、方言で言えばそ

うなんですよね、少しそれは見過ごし過ぎてミスになった部分があるんじゃないかなと。だれに聞いても公明正大に何も無いというのであれば、それはそれでいいんですが。少しはそういうところがあるのであれば、どういうふうにしたいという村長のこれに返せる政治的な解釈といいますか、それがあろうと思います。それがなければ私たちはこの議会の議決した後に説明はできないわけです。ですから、議員全員が納得する、一部でもいいです。そのための、単に数字を出して、これを一般財源に組み込みたいというだけではなくて、努力をしたけれども、ここまで来たというならそれでいいです。でも先ほど来から中にありますとおり、本来必要経費である会社設立費用まで、それから先ほど経済課長が答弁しておりましたけれども、エリンギの研修ではない業務もその中に入っているということなので、それまでも一切村長には非はないんだと自信持って言い切れますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

村長はこれに対してどう思うかと、瑕疵もないのか、責任もないのかということですが、私はこれまでのきょうの質疑の中で瑕疵があるというふうには思っておりません。ただ、新聞の報道にもありますが、私はこの問題は、平成23年5月30日に締結した今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約について、複数の議員の皆さんから本村内の事業者を対象に公募すべきだという強い要望がありましたので、それは村といたしましても、村民を主体とした茸生産施設の事業運営が本意でありまして、当事業の採択に当たっては、その要件として、事業計画時点でヒアリングから相当の事業運営者を決めておかなければならないこととなっております。しかしながらその時点では第1茸生産施設の経営上の経緯や村内における事業運営の担い手事業者の確保が難しい状況にあったと認識をしておりました。当該事業計画承認申請においては、ベストマッシュを事業運営の相手方予定者として採択承認された経緯があります。このような経緯を踏まえた上で村民を代表する複数の議員の要望にこたえ、かつ村民を主体とした茸生産施設の組織体制及び管理運営強化を図るため、本村内を対象に公平な公募を行い、事業運営者を選定するためには手続上、原契約の解約が必要でありました。相手方は、債務不履行と契約上の義務違反など、法律上、解約するだけの原因がなく、村から一方的に解約ができるような状況ではなかったわけでありまして、以上からですね、今回の解約については、村からの和解の申し入れに対して、相手方が応諾し、合意解約となったものであり、覚書は解約に伴う原状、もとに戻すということを担保にそれを履行するための範囲を当事者双方で合意し定めたものであります。そして当該覚書契約に基づいて、これまでも幾度も協議を重ねてまいりましたが、このたび相手から最終和解が提示されました。先ほども質疑でもお答えしましたが、村としては、損害金を本当に1円でも少なくするために一所懸命頑張ってまいりましたが、相手方の弁護士より最終の提案がされまして、これに応じて和解及び損失補償金額を議会に提案したところであります。以上の経過を経て、原契約を合意解約したのでありますが、結果として村に損失を与えたことは本当に遺憾に思っております。道義的な責任を感じているところでありますが、私はこれは原状回復の中で地元の業者が運営管理をいたしましたので、このマッシュファーム今帰仁を今後、本当に経営がうまくいけるように、村としては連携しながら協力して栽培技術や生産向上につながるように、販路の拡大及び経営が安定させられるように、今後、支援をしていきたいと、こういう決意であります。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を求めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 特別なお許しが出ましたので、1回だけ。先ほど4回目の質疑にして、やっと道義的責任というのが出てきました。締めくくりたいと思いますが、平成23年12月26日には、村長みずからこれまでの茸の問題に関する責任ということで、減俸を申し出ております。我々が請求したわけではありません。15%の3カ月というのを村長、副村長という提案がありまして、翌年の2月10日に臨時議会を開き、そして3、4、5と決行したわけです。しかし、あのときはこの第2とは一切関係のない責任のとり方でありました。ましてやそれは、村に対して幾らかの損害を与えたというものでもないわけです。はっきり言って、一銭の損害もなかったのではないかと思います。しかるに、今回は338万円という、出さなくてもいいお金を一般財源から出さないといけないというときに、場合によっては設立費用まで覚書に書いたというのは村の不手際だと認めて、それについては村長が責任をとるとかというとり方もあるんじゃないかと私は思いましたけれども、今の答弁でそれはないだろうということを参考にしていきたいと思います。これは金銭の問題だけではなくて、ひとつの責任のとり方にあると私は思っております。ですから、例えば今の全額100%を村長がそれを持つべきだというふうには言っていないわけです。向こうが請求しているうちの不可抗力の部分については、村に対して損害を与えたということで何とかできるのではないかと。いわゆる責任の分担ですね、これは1つの方法です。4回目ですので、あまりしつこくやる気はありませんが、その点だけは聞いて終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えをしたいと思います。

私は今回の件につきましては、確かに338万5,443円の損失といたしますか、支払いをするということにつきましては、先ほども申し上げましたように、非常に心苦しく思っております。ただ、これにつきましては、結局、先ほども申し上げましたように、契約をした相手方に対して、瑕疵もない、不履行もないのに村の都合で公募をするために解約をすると。そういう状況の中で、私はこれはある意味では村としての立場を明確にして、そして地元の企業が今回、お互い議員もそうだと思いますが、地元の議員が運営しているわけであります。そういう意味では、先ほどからありますように、これを村長がそのものを持つとか、減給したほうがいいのかということにつきましては、減給する考え方は今考えておりません。ただ、いろんなご指摘がずっとありますよね、それに対しては真摯に受けとめて、今後、反省すべきところはしっかりと反省していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後3時17分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後4時04分)

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

「反対討論なし」と認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

3番。

○ **3番 内間利三君** 議案第42号 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について、賛成の立場から討論をいたします。

第2茸工場をつくる際、管理運営をしたい会社から相談があり、補助事業導入ができないものかという検討して、雇用効果、今帰仁村の活性化を図れる点からも北部地域活性化特別事業を利用して導入されました。これは要請がなければこの事業は導入されなかったと思います。要請する人がいてこれは導入されているものと思います。補助事業を導入するときは、例えば農家のハウス事業、畜産農家の牛舎、豚舎の補助事業導入のときにも受け皿があって初めて事業導入がなされます。皆さんもおわかりだと思んですが、今回の第2茸工場の場合もこれと同じで、最初の希望者がベストマッシュ今帰仁であるために随意契約が同社と締結されているものだと考えます。契約された件を複数議員の公募にすべきであるとの意見が議会のたびにあり、議会運営に混乱を招いており、当局は苦肉の策でベストマッシュ今帰仁と合意解約をしております。普通は、非公共工事で途中契約の変更はあり得ないということを知っております。解約は相手の都合による解約ではなく、村当局からの申し出によるもので、管理運営準備、費やした経費は当局が損失補償を行わないといけないものと思います。それについては、両方の弁護士が調整して、金額調整もされております。また和解が成立しなかった場合は、相手方が裁判に持ち込みますとさらに費用が加算されて、負担がふえる可能性が大であるために、今回の和解はすべきと考え、賛成討論といたします。皆様の賛同をお願いいたします。

○ **議長 久田浩也君** ほかに討論ありませんか。

○ **議長 久田浩也君** 休憩いたします。

(休憩時刻 午後4時07分)

○ **議長 久田浩也君** 再開いたします。

(再開時刻 午後4時07分)

1番。

○ **1番 與儀常次君** では賛成の立場から討論いたしたいと思います。

平成23年の3月定例議会の現場踏査において、第2茸工場がこっちにつくられるということで説明がございました。その後、何日かたった後ですね、二人の議員が我々にできないかという相談があったと聞いております。その後からいろんな問題が発生したという経緯がございまして、さきにも3番議員からありましたけれども、事業をやる方は自分で申請すべきというのが原則であります。人が申請して、途中から公募しなさいということで、これは今までなかったことです、今帰仁村で。農業用ハウスも申請して、公募したことはございませんので、これは今帰仁村で初めての例であると思っております。この平成23年からきょうまで、2カ年以上の議会の流れの中において、管理運営を公募すべきということで多数の議員が議会で幾度となくございました。その結果、公募するためには契約を破棄しなければいけないということで、破棄したことで今日の賠償金額の請求だと私は思っております。よって、議案第42号 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について賛成の立場から討論いたしますが、今まで議会がこういうことで進めてきました。議会も大きな責任があると思っております。本村の茸生産施設導入以前は、北部地域を初め、県内では茸、えのきの消費量の大部分を本土から仕入れし

て賄っておりました。高鮮度で良品質の茸、安定かつ安価で供給することで茸消費の拡大と終年栽培を実施することで雇用の場をつくり出し、就業機会の確保を図る目的と特養林産物振興を推進するために、平成13年度から14年度にかけて北部振興対策事業で茸、えのき生産出荷施設を整備しております。同施設はその目的が達成されているものと村内外から高い評価を受けているものと思っております。また、茸類はカロリーが少なく、食物繊維が多いという特性から健康食品としての注目を浴び、有望な特養林産であることからさらなる雇用の場の創出を図るため、平成22年度から24年度事業で北部地域活性化特別事業により茸第2生産出荷施設を整備しました。国の補助事業採択要件では、非公共事業については受け皿になる管理運営者を内定しなければならないということで、当該施設の管理運営はベストマッシュということで内定しながら進めてまいりました。ところが、その後、多数の議員から当該施設の管理運営は公募すべきということで強い意見があり、公募を実施するために当該契約書を解約しなければならないということになりました。同契約は甲今帰仁村側から契約解除の申し入れがあり、乙に同契約上の債務不履行等がないため、甲の原状回復を担保するため、解約合意書、覚書を締結したことは法律的にもかつ社会通念上も何ら問題になるものではないと考えられます。したがって、本議会の解約合意書、覚書は目的としては、甲の公募の実施と、乙の原状回復という、相互の対価として負担する通常の変務契約であり、単に同契約を履行する法律行為であると認識しております。以上の観点から、同議案に賛成討論といたします。以上。

○ 議長 久田浩也君 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで討論を終わります。

これより「議案第42号 今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について」を採決いたします。

この採決については無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員数は10名です。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規則により、立会人に玉城克義議員と山内 聡議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。投票用紙の配布を願います。

(投票用紙の配布)

○ 議長 久田浩也君 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「配布漏れなし」という声あり)

○ 議長 久田浩也君 「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○ 議長 久田浩也君 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長より議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。それでは事務局長。

○ 事務局長 小那覇安啓君 1番 與儀常次議員、2番 石川清友議員、3番 内間利三議員、5番 與那嶺篤哉議員、6番 座間味 薫議員、7番 山内 聰議員、8番 與那嶺好和議員、9番 山城 太議員、10番 玉城克義議員、11番 東恩納寛政議員。

(投票)

○ 議長 久田浩也君 投票漏れはありますか。

(「投票漏れなし」という声あり)

○ 議長 久田浩也君 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。玉城克義議員及び山内 聰議員、開票の立会人をお願いいたします。

(開票)

○ 議長 久田浩也君 開票の結果を報告いたします。投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票、有効投票のうち賛成3票、反対7票、以上のとおり反対が多数です。

したがって「議案第42号 今帰仁村第2 茸生産出荷施設貸付契約の合意解約に伴う和解及び損失補償金額の決定について」は、否決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後4時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後4時58分)

これから諸報告を行います。

日程第4. 「議案第43号 平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」は、会議の議題となる前に村長から撤回の申し出がありましたので、会議規則第20条第1項ただし書きにより、許可いたしましたので報告をいたします。なお、日程第4. 「議案第43号 平成25年度今帰仁村一般会計第4回補正予算について」は、撤回の許可をいたしましたので、議事日程から削除いたします。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第4回今帰仁村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後4時59分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 與那嶺 篤 哉

署名議員 座間味 薫